平成２５年（フ）第１０１５９号
埼玉県鴻巣市松原２丁目４―25
破産者　大島　澄志
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１８９号
埼玉県所沢市大字山口118―１―101
破産者　須田幸太郎
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４２号
千葉県松戸市新松戸１丁目307番地の３
ジュネパレス新松戸第24―402号
破産者　向井　　晴
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４４４号
千葉県松戸市秋山54番地の２　朝日パリオ409号
破産者　平賀　秀勝
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１１２６８号
東京都台東区松が谷３丁目10―２―902、開始決定時の住所東京都台東区根岸１丁目１―30―803
破産者　權　　寧勳
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２９６号
東京都墨田区菊川３丁目３―22―101
破産者　滝本　尚義
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８０６号
東京都千代田区九段北１丁目４番５号
破産者　ニチエイ事務機株式会社
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５７５号
東京都世田谷区上北沢５丁目44―７―201
破産者　千葉　太貴（旧姓寺島）
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５３１号
東京都葛飾区南水元１丁目16―５―409
破産者　矢島　　昭
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５２号
東京都清瀬市松山１丁目１番４号
破産者　有限会社シェル・ボン洋菓子店
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２５３号
神奈川県茅ヶ崎市緑が浜３―４グリーンテラス107、破産手続開始決定時の住所東京都清瀬市野塩３丁目27番地７
破産者　小椋　　勉
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０００号
広島市中区鉄砲町５番16号
破産者　株式会社リビング事業社
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２８号
徳島県板野郡北島町太郎八須字備後江家45番地２
破産者　有限会社ワンズ
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４２号
北海道登別市栄町３丁目11番地２
破産者　北日本ビルサービス株式会社
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１０９４号
東京都八王子市諏訪町1923番地１松枝住宅８―408、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市弐分方町514番地９
破産者　村山　敏彦
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３２号
相模原市中央区すすきの町７番４号
破産者　有限会社タスク
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４９９号
岐阜県郡上市八幡町美山2571番地の１
破産者　池戸建設株式会社
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１６号
岐阜市上加納山4715番地33　ハイツ上加納４－８号室
破産者　池戸　清美
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３７号
岐阜市則武2651番地10
破産者　西浦保治郎
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２４１号
岐阜県可児市矢戸1401番地10、住民票上の住所岐阜県美濃加茂市牧野2429番地３
破産者　三宅なみゑ
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２７７号
岐阜県可児市下恵土字宮前5619番地２
破産者　有限会社三晞
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所